

○ 不適正な経理処理問題の概要

平成20年5月の農林水産省及び国土交通省の国庫補助事業に関する会計検査院の
実地検査の結果、本県における不適正な経理処理が判明し、10月18日に報道がさ
れました。

その後、物品の購入等に係る需用費については平成13年度から20年度の8年間
分を、また、賃金及び旅費については平成15年度から19年度の5年間分の調査を
実施いたしました。

調査の結果、不適正経理の総額は約14億9千万円に上ることが判明し、関係職員
781人を処分するとともに、職員から返還された4億円余を県へ納入しました。

また、改善・再発防止策として、次に掲げる5区分（25項目）について実施し、
現在も進行管理をしております。

- ①職員の意識改革（研修の充実、公益通報制度の周知徹底など5項目）
- ②物品調達体制等の見直し（納品書の徴取、物品調達体制の拠点化など7項目）
- ③予算執行等の見直し（不測の事態への対応、事務費の配当など5項目）
- ④内部統制の強化（会計指導検査の強化、監査委員の増員など4項目）
- ⑤その他（人事交流の促進、改善策の点検・確認など4項目）